

道路施設の点検状況について

建設部 道路管理課

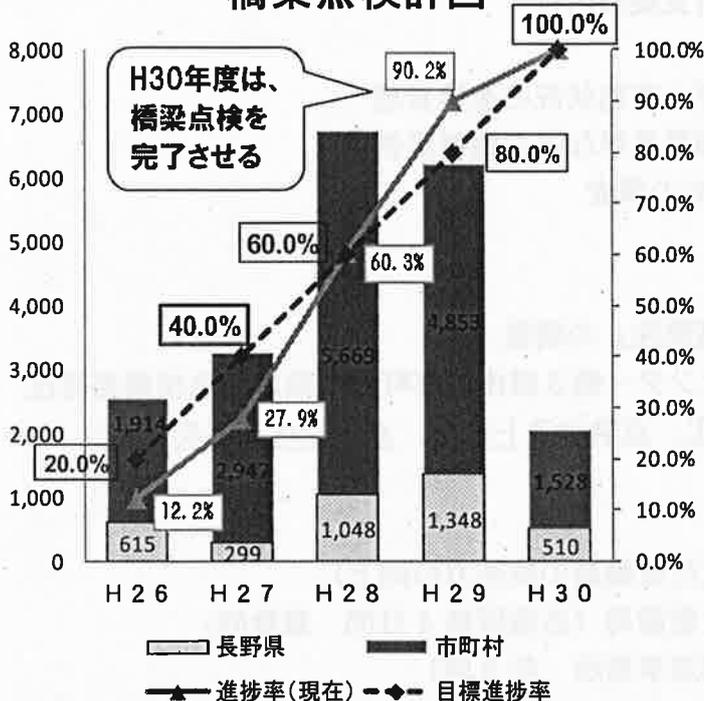
1 目的及び経過

平成 24 年 12 月 2 日、中央自動車道笹子トンネルの天井板落下事故を契機として、道路の老朽化や大規模な災害の発生の可能性等を踏まえた道路の適正な管理を図り、予防保全の観点も踏まえて、道路の点検を行うべきであることを明確化するため道路法が改正され、5年に1回の近接目視点検が義務づけられました。

- 道路法・政令 H25.9.2 施行 〈維持、点検、措置を講ずることを規定〉
- 省令・告示 H26.7.1 施行 〈トンネル、橋、シェッド、大型カルバート、横断歩道橋、門型標識を5年に1回、近接目視で点検の実施〉
- 定期点検要領 公表 〈構造物の特性に応じた点検方法を参考提示〉

2 道路法に基づく定期点検計画について

橋梁点検計画



橋梁数	H26	H27	H28	H29	H30	計
長野県	615	299	1,048	1,348	510	3,820
市町村	1,914	2,947	5,669	4,853	1,528	16,911
計	2,529	3,246	6,717	6,201	2,038	20,731

※ H26・27・28は実績値、H29はH30.2現在実績値、H30は予定
 ※ 長野県内の市町村数 77市町村 (19市23町35村)

〈橋梁点検計画の現状について〉

長野県では平成 30 年度までに道路施設点検を完了するため、特に数が多い橋梁について鋭意点検を進めた結果、平成 29 年度末の進捗は計画を上回り、90.2%となっています。法定点検一巡目の最終年となる平成 30 年度についても点検を進め、修繕計画を策定することにより、最適な道路施設メンテナンスサイクルの構築をお願いします。

点検対象施設数 (H30.2 時点)

施設名	長野県	市町村	計
橋梁 (橋)	3,820	16,911	20,731
トンネル (基)	190	73	263
シェッド (基)	118	31	149
カルバート (基)	0	27	27
横断歩道 (基)	131	45	176
門型標識 (基)	43	16	59

橋梁点検に関する市町村の取組



市町村連携による橋梁点検状況(塩尻市と山形村)



橋梁点検研修(国交省)受講して直営で点検(筑北村)

「長野県道路メンテナンス会議」について

1 「長野県道路メンテナンス会議」の設立

- 中央道笹子トンネル崩落事故を契機に、平成 25 年に道路法が改正
- 道路施設の「5 年に 1 回の近接目視による点検」が義務化（法定点検）
- 全国の橋梁約 72 万橋のうち市町村管理が 7 割を占める。
県内は約 21,000 橋（市町村約 17,000 橋）
- このため、本県では「道路メンテナンス会議」を平成 26 年度に組織化
- 構成団体は、長野国道事務所・飯田国道事務所・県内高速道路管理者・県内全市町村・関連団体・長野県建設部（市町村では建設関係課長が代表者として参加）

2 道路メンテナンス会議における市町村支援の内容

(1) 点検・補修の進捗管理及び推進

- ・法定点検に関する点検計画策定と実施状況の進捗管理
- ・点検方法・補修工法に関する積算基準などの情報提供
- ・「道路メンテナンス年報」のための調査

(2) 技術的支援

- ・希望する市町村に対する「一括発注」の調整
「一括発注」：長野県建設技術センター他 3 団体が市町村と協定し点検業務発注
(技術者不足対応、点検の効率化、点検コスト縮減、点検レベルの均一化)

(3) 研修会等の開催・斡旋

- ・道路施設の点検講習会の開催（行政職員の技術力の向上）
 - 関東地方整備局及び中部地方整備局（各種研修 4 日間 複数回）
 - 橋梁点検現場研修会（長野国道事務所 年 2 回）
 - 長野県建設技術センター（年 2 回）
 - 道路管理課（年 2 回）

(4) 推進に関する連絡調整の実施

- ・修繕計画（個別施設計画）の把握
- ・JR、NEXCO 等との「跨道橋」・「跨線橋」に関する事業連絡調整
(別途「長野県跨道橋会議」・「長野県道路鉄道連絡会議」を年 1 回開催)

(5) 道路メンテナンスに関する情報共有

- ・国の道路メンテナンスに関する施策や新技術の情報提供
(「直轄診断」、「大規模修繕・更新補助事業（集約化・撤去）」等の国の施策)

地域一括発注の進捗状況(長野県)

○市町村の人不足・技術力不足を補うために、市町村が実施する点検・診断の発注事を長野県建設技術センター、広域連合等が受委託することで、地域一括発注を実施。

＜地域一括発注による平成29年度の点検計画＞

【イメージ図】

- 市町村のニーズを踏まえ、地域単位での点検業務の一括発注等の実施



■各地域における一括発注の状況整理(H30.2時点)

実施主体	H26	H27	H28	H29	H30 (予定)
一括発注実施市町村	1	10	37	38	7
橋梁数	40	262	1,917	1,714	160
累計橋梁数	40	302	2,219	3,933	4,093
全体割合 (16,911橋)	0.2%	1.8%	13.1%	23.3%	24.2%

【一括発注のメリット】

(公財)長野県技術センター等の団体(以下「受託者」)が、市町村の橋梁点検を受注し、まとめて委託業務を発注することで、以下のメリットが期待される。

○人員・技術力不足対応

- 市町村の発注業務が不要
- 技術力のある団体職員が点検を発注・監理するため技術者不足に対し支援ができる

○コストの縮減

- 受託者が多くの橋梁をまとめて発注することで、個別に発注するよりも積算上共通経費のコスト縮減が図られる
- また発注規模が大きくなり、競争性が高まるため、コスト縮減が期待される

○点検レベルの均一化

- 発注規模が大きく競争性が高まり、総合評価落札方式入札の採用で優秀な企業の落札が期待される
- 団体職員が監督員として業務管理することで、点検レベルの均一化が図られる

○点検の効率化

- 複数の市町村の点検を同時に発注するため、各市町村の点検業務の推進が図られる。

道路事業に係る国の重点的支援について

1 重点配分事業について

(1) 社会資本整備総合交付金

- ①ストック効果を高めるアクセス道路の整備（対象拠点：駅、工業団地）
- ②地域の拠点として選定された重点「道の駅」の機能強化

(2) 防災・安全交付金

①道路施設の適確な老朽化・地震対策

- i) インフラ長寿命化計画を踏まえた、橋梁、トンネル、大型構造物等の老朽化対策
- ii) 緊急輸送道路上又は低コスト手法を活用した無電柱化
- iii) 高速道路・直轄国道をまたぐ跨道橋の耐震化
- iv) 地震時等に著しく危険な密集市街地における道路整備

②通学路等の生活空間における交通安全対策

- i) 歩行空間の確保等の通学路における交通安全対策
- ii) 踏切道の拡幅等の踏切における事故対策
- iii) 鉄道との結節点における自由通路等の歩行空間のユニバーサルデザイン化
- iv) 自転車ネットワーク計画に基づく自転車通行空間整備

2 公共施設等適正管理推進事業債の拡充について

地方公共団体において道路の適正な管理を推進するため、補助事業や社会資本整備総合交付金事業と一体として実施される地方単独事業（長寿命化事業）について、地方財政措置を拡充。

(対象事業)

①舗装の表層に係る補修

(例：切削、オーバーレイ、路上再生等)

※簡易アスファルト舗装（全層を対象）を含む

②小規模構造物の補修・更新

(例：道路照明施設、道路標識、防護柵、防雪柵、側溝、機械設備、小型擁壁等)

③法面・斜面の小規模対策工

(例：落石防止柵、植生工、モルタル吹付工、排水工等)

(地方財政措置)

○地方債充当率：90%

○交付税措置率：財政力に応じて30～50%（H29は一律30%）